

## 催事利用規約

申込者は、ららぽーと和泉（以下「本施設」という。）にて申込書記載の催事（以下「本催事」という。）を行うにあたり、下記の催事利用規約（以下「本規約」という。）を遵守するものとします。

### 記

#### （開催場所）

第1条 申込者は、申込書記載場所および添付書類の赤枠部分を、催事利用することができます。

2 開催場所内の位置について、申込者はららぽーと和泉オペレーションセンター（以下「OPC」という。）の指示に従っていただきます。

#### （利用期間および利用時間）

第2条 利用期間および利用時間は、申込書記載のとおりとします。

2 申込者は、前項の利用期間内において、OPCが指定する期日に、本施設の営業の全部もしくは一部を休業し、または催事を閉鎖することがあることを了承するものとします。また、降雨・強風など天候により中止の場合も同様といたします。

#### （催事内容）

第3条 申込者は、開催場所を申込書に記載された名称・種類・内容およびOPCが指定する営業日・営業時間による催事のためのみ利用することができます。これらを変更する場合はOPCの許可を得なければなりません。

#### （開催場所の変更・移動等）

第4条 OPCは開催場所の変更が必要となった場合は、申込者に対し位置の変更を求めることができます。

#### （利用料）

第5条 申込者はOPCに対して、申込書記載のとおり利用料を支払うものとします。

2 利用料の起算日は利用開始日といたします。

#### （経費）

第6条 申込者は、経費として申込書記載の費用を負担していただきます。

#### （支払方法）

第7条 申込者はOPCに対して、本規約第5条および第6条で定めた利用料および経費を、申込書記載の方法でお支払いいただきます。なお、OPC指定の銀行口座へ振り込みによって支払う場合の振込手数料は申込者に負担していただきます。

2 申込者のOPCに対する債務のうち消費税等分は、OPCがそれぞれの債務に適用される税に従い算出し、端数を調整したうえで請求する金額とさせていただきます。

(立入りおよび監査)

第8条 申込者は、OPCまたはOPCの指定する者が、本催事の保全・防犯・防火・衛生上・本施設への来場者等の救護等に関し必要があると認めた場合あるいは緊急の場合には、開催場所に立入り必要な措置をとることがあることを了承するものとします。

(管理責任)

第9条 申込者は、開催場所および共用部分を、善良なる管理者の注意をもって利用しなければなりません。

2 申込者は、本施設の利用に関し、申込者または申込者の代理人・従業員・請負人・取引業者等がOPCまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにOPCに報告し、申込者は申込者の責任と負担において解決し、OPCに対し何ら迷惑を及ぼさないものとします。

3 申込者は、本施設の利用に関し、第三者との間に事故または争いが生じまたは生じるおそれがある場合、速やかにOPCに報告し、申込者は申込者の責任と負担において解決し、OPCに対し何ら迷惑を及ぼさないものとします。

(禁止事項)

第10条 申込者は、開催場所につき、次の各号またはこれに類似の行為をしてはなりません。

- (1) 開催場所を本規約第3条に定める催事内容以外の目的で利用すること。
- (2) 第三者に対し、開催場所の全部または一部を利用させ、管理させること。
- (3) 第三者に対し、開催場所内にある申込者所有の造作・設備等を担保に供すること。
- (4) 第三者に開催場所に関する業務を委託すること。もしくは第三者と共同運営すること。

ただし、申込者は、申込書により事前にOPCの許可を得た場合に限り、第三者への業務委託または共同運営をすることができるものとします。

この場合、申込者は、当該第三者に対し、本規約に基づき自己に課された義務と同等の義務を課すとともに、その責により発生した損害について一切の責任を負うものとします。

- (5) 開催場所以外で催事をする事。
- (6) 理由の如何を問わず、OPCの指定する営業日・営業時間に営業の全部もしくは一部を休業し、または催事を閉鎖すること。
- (7) 開催場所に関して申込者名義以外の表示、広告等をする事。
- (8) 開催場所を申込者の住所または営業所とする小切手、手形に関する行為をする事。または申込者の借入等に際し本施設を信用に利用すること。
- (9) OPCの別途定める「営業管理規則」等に定める禁止行為。

- (10) 前各号の他、本催事に基づく権利の一部もしくは全部を第三者に譲渡し、または担保の用に供すること。

(遵守事項)

- 第11条 申込者は、開催場所において本規約第3条で定めた催事内容を行うにあたって、申込者およびその従業員において、OPCが別途定める「営業管理規則」等を遵守し、OPCの指導のもとに公正な運営を行わなければなりません。
- 2 申込者による催事の態様が、OPCの信用を害し、または施設の営業方針に反するおそれがあるとOPCが認める場合は、OPCは申込者に対し、改善措置を要求することができ、申込者にはこれに従うものとします。
- 3 申込者は、開催場所での本規約第3条で定めた催事内容を行うにあたり、申込者が販売した取扱品目に起因する塵芥等が、申込者の開催場所周辺に散乱することのないよう常に周囲の清掃に努めるものとします。
- 4 申込者は、OPCの承諾を得ることなく、開催場所において障壁となるような設備・造作の設置を一切行ってはなりません。
- 5 申込者は、開催場所で電源等を利用する場合において、お客様の通行導線上に敷設するコード配線・モール利用など行ってはなりません。ただし、やむを得ず、コード配線・モール利用を希望する場合は、事前にOPCの確認を行い所定の安全対策等を施したうえで承諾するものとします。
- 6 申込者が持ち込んだ営業車両ならびに什器備品などにおいて不慮の事故や営業に起因するトラブルが発生した場合、申込者は申込者の責任と負担において解決し、OPCに対し何ら迷惑を及ぼさないものとします。
- 7 申込者は、申込者の社名等に変更が生じた場合、速やかに所定の文書をOPCに提出をしなければなりません。

(申込の取消)

第12条 申込者は、OPCに対して、OPCに申込書を提出後、利用期間開始前または利用期間開始日当日の催事実施前に本催事の申込を取消しようとするときは、OPCに対し所定の文書による通知をするとともに、次の基準で取消料を支払わなければならないものとします。

- (1) 本催事開始日（申込書記載の利用期間開始日）前日から起算して遡って30日目にあたる日以降3日目にあたる日までの取消  
.....利用期間合計利用料の20%相当額
- (2) 本催事開始日の前々日以降前日までの取消  
.....利用期間合計利用料の50%相当額
- (3) 本催事開始日当日の催事実施前の取消  
.....利用期間合計利用料の100%相当額
- 2 利用料の算出方法が期間売上に所定の料率を乗じる定めになっている場合に

は、前項の利用期間合計利用料は、申込書記載の期間想定売上に利用率を乗じて算出するものとします。なお、取消料の支払における振込手数料は申込者のご負担とします。

(期間内解約)

第13条 OPCおよび申込者は、申込書記載の利用期間開始後に本催事を期間内解約しようとするときは、解約日の30日前までにその相手方に対し、所定の文書による通知を行うことにより解約できるものとします。

2 前項にかかわらず、申込者が利用期間開始後に30日間の予告期間をおかずに本催事の期間内解約を希望する場合には、申込者がOPCに対し所定の文書による通知を行い、OPCが当該期間内解約を承諾した場合に限り、申込者は期間内解約をすることができるものとします。この場合、申込者は、期間内解約日の翌日から、申込者の解約届出日の翌日より30日目にあたる日までの利用料相当額を違約金としてOPCに支払わなければならないものとします。

3 申込書記載の利用期間が30日未満の催事（申込書記載の利用期間において催事実施日が連続しておらず、当該催事実施日の合計日数が30日に満たない場合を含む。）において、申込者が利用期間開始後に期間内解約を希望する場合には、申込者がOPCに対し所定の文書による通知を行い、OPCが当該期間内解約を承諾した場合に限り、申込者は期間内解約をすることができるものとします。この場合、申込者は、期間内解約日の翌日から、申込書記載の利用期間最終日までの利用料相当額を違約金としてOPCに支払わなければならないものとします。

4 利用料の算出方法が期間売上に所定の料率を乗じる定めになっている場合には、前二項における違約金を次のとおり算出するものとします。1日あたりの想定売上金額および利用率は、申込書の記載に従うものとします。

<違約金の算出方法>

違約金額＝1日あたりの利用料相当額（税別）（1日あたりの想定売上金額×利用率）×前二項で定める期間

5 本条の違約金の支払いにおいては、振込手数料は申込者のご負担とします。

(契約の解除)

第14条 申込者において次の各号の一に該当する事由が生じたときは、OPCは申込者に対し催告その他何らの手続きを要することなく直ちに本催事を解除することができるものとします。申込者が法人の場合、その代表者に当該事項が発生した場合も同様とします。

- (1) OPCの承諾を得ることなく開催場所を変更したとき。
- (2) OPCが指定した以外の什器・遊具等を持ち込み、営業を行ったとき。
- (3) 本施設の風紀・秩序を乱すような行為を行ったとき。
- (4) 利用料その他OPCに対する債務の支払いを怠ったとき。

- (5) OPCに対して虚偽の売上金の報告をしたとき。
  - (6) 第三者からの申込者の財産の差し押さえ、保全処分申請、競売の申し立て、破産、民事再生、会社更生の申し立てを受けたとき。または自ら破産、民事再生、会社更生の申し立てを行ったとき、もしくは支払停止、支払不能の状態のときその他これに類する信用悪化状態が生じたとき。
  - (7) 他の法人との合併、株式の過半数を所有する株主の変更、法人の分割、または著しい組織変更により本催事の存続が適当でないと認められるとき。
  - (8) 廃業または解散したとき。
  - (9) 関係官公庁から、その営業につき、取り消しまたは停止の処分を受けたとき。
  - (10) 刑罰に処せられ、社会的信用を失墜したとき。
  - (11) OPCの名誉、信用を損なう行為があったとき。
  - (12) 天災地変、火災等の事故その他不可抗力による場合を除き、営業を放棄したとき、またはOPCに無断で2日間以上休業したとき。
  - (13) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき。
  - (14) OPCまたは他の申込者に対して業務妨害・業務非協力・その他不信行為があったとき。
  - (15) 死亡または失踪したとき。ただし、営業承継者または相続人への契約上の権利義務の承継があり、OPCが適当と認めた場合はこの限りではない。
  - (16) その他本催事またはこれに付随して締結した契約の各条項ならびに関係官公庁等の諸規則に違反したとき。
- 2 前項においてOPCが本催事を解除した場合、OPCは申込者に対して損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 3 本条1項においてOPCが申込者の届け出た住所あてに解除通知を発信したにもかかわらず、申込者の行方不明等により解除通知が申込者に達しなかった場合は、この申込は、OPCの解除による通知の発信日の翌々日をもって解除通知が到達したものとみなします。

(撤去義務等)

第15条 解除・解約等の事由の如何を問わず本催事を終了する場合、本催事終了日までに申込者は次の各号の義務を負うものとします。

- (1) 申込者所有の什器・備品（リース物件を含む。以下「申込者の備品等」という。）の撤去。
- (2) 申込者の要望もしくは申込者の利用に起因しOPCが開催場所内において新設・付加した諸造作・設備等の撤去。
- (3) 開催場所内の諸造作・設備等の破損・故障の修復。
- (4) OPCが貸与した申込書記載の貸与物（ワゴン、什器・備品等）の破損・

故障の修復。

- 2 前項第3号から第4号の修復は、OPCまたはOPCが指定する者が行ない、申込者は本催事終了時まで当該修復にかかる費用相当額をOPCに支払うものとします。
- 3 本催事終了後も申込者が無断で開催場所の利用を継続した場合、申込者は本催事終了の翌日から利用を終了する日まで1日につき金50,000円をOPCに支払い、かつ遅延によりOPCが蒙った損害を賠償するものとします。
- 4 本催事終了時に開催場所に残置された申込者の備品等がある場合は、申込者がその所有権を放棄したものとみなし、OPCが当該備品等の撤去・処分をすることに申込者は予め同意するものとします。この場合、申込者は、撤去・処分に要した費用および本催事終了の翌日から撤去・処分の完了に至る日まで1日につき金50,000円をOPCに支払い、かつ、これによりOPCが蒙った損害を賠償するものとします。なお、撤去・処分に関し第三者との争いが生じた場合、申込者は申込者の責任と負担とをもって解決し、OPCに対し何ら迷惑を及ぼさないものとします。

(食品の安全・衛生管理)

第16条 申込者は、食品衛生法・JAS法・景品表示法その他の法規・条例を遵守するものとし、また以下の各号の基準に従うものとします。

- (1) 開催場所を管轄する保健所の指示に従い、必要に応じて営業許可の取得、および食品衛生責任者を選任するものとし、申込時にOPCに対し、許可証および責任者証の写しを提出するものとします。
- (2) 利用期間が1か月に満たない場合を除き、開催場所内で調理・加工および販売等を行う者は、OPCが指定する食品衛生検査会社による食品衛生検査(拭き取り検査を含む)ならびに腸内細菌検査を定期的に受け、その結果の写しを速やかにOPCに提出するものとします。
- (3) 前項の検査に要する費用は申込者が負担するものとし、検査の実施回数および費用、精算方法は別表の一覧により定めるものとします。
- (4) 利用期間中、自主点検表をOPCに提出するものとし、提出の回数はOPCの指示に従うものとします。
- (5) 食中毒および異物混入等の事案が発生した場合、直ちにOPCに報告するほか、開催場所を管轄する保健所に報告し、誠意をもって対応するものとします。

(電源利用安全確認)

第17条 申込者は開催場所にて電源を使用する際には、消防法・電気事業法その他の法規および条例を遵守するものとし、またOPCが定める電源利用時の注意事項に従い、別紙「電源利用安全確認票」にて使用する電気機器を届け出るものとします。

- 2 OPCは申込者が設置した電気機器および電気機器を接続するコンセント・分電盤等の設備に異常があった際は、その使用を停止させることができるものとします。

(不可抗力)

第18条 天災地変等、OPCの責に帰することができない事由により申込者が本規約第3条で定めた内容を実施することが不可能になった場合、本催事は終了するものとします。

(損害賠償)

第19条 申込者が故意または過失により開催場所の本施設等に損害を与えた場合、申込者はその損害の全額を賠償するものとします。

- 2 申込者は損害賠償責任を補填するために、損害賠償保険に加入するものとします。

(遅延損害金)

第20条 申込者が利用料・経費その他債務の支払いを遅延した場合、またはOPCおよび申込者が金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し、年14.6%の割合で遅延損害金を加算して請求することができるものとします。ただし、申込者は当該損害金の支払いにより第14条に定めるOPCの契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第21条 OPCおよび申込者はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1) 自ら(OPCについては、「三井不動産商業マネジメント株式会社」を指す。)またはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者、またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本催事を申込みものではないこと。
- 2 OPCおよび申込者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、それぞれ相手方による前項の確約に依拠して本催事の申込み、承認および履行をするものであることを確認します。
  - 3 申込者は、開催場所での営業に関して事前に申込書によりOPCの許可を得た上で、第三者に委託等を行う場合には、当該第三者またはその役員が、反社会的勢力ではないことをOPCに確約します。
  - 4 申込者において、第1項および第3項の確約に違反した場合には、OPCは、何らの催告も行うことなく、本催事を解除することができるものとします。
  - 5 前項の規定により本催事が解除された場合には、申込者は、OPCに対し、解

除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとします。

(管轄裁判所)

第22条 本催事に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(守秘義務)

第23条 申込者は本規約の内容を、本催事期間中または終了後にかかわらず、第三者に開示または漏洩してはなりません。ただし、事前に申込書によりOPCの許可を得た委託先等についてはこの限りではありません。

(規約事項以外の事項)

第24条 本規約に加除訂正の必要がある場合、申込書に特記事項として記載します。この場合、本催事は、特記事項記載の範囲において、規約内容が修正されたものとしたします。

2 本規約に定めのない事項または本規約の内容に関し疑義を生じた場合、OPCおよび申込者で協議のうえ、決定するものとします。

以上